

河川敷地の占用許可について

平成11年8月 5日 建設省河政発第68号
各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長。
各都道府県知事あて 建設事河川局長通達

平成11年8月5日付け河政発第67号をもって定められ、建設事務次官から貴職あてに通達された河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）については、下記の事項に留意の上、適正な占用許可の執行を図られたい。

なお、平成6年10月17日付け建設省河政発第62号「河川敷地の占用許可について」は廃止し、平成6年9月30日付け建設省河政発第52号「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（以下「行政手続法通達」という。）の記の五1（3）中「「河川敷地の占用許可について」（平成6年10月17日付け建設省河政発第61号建設事務次官通達）」を「「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達）」に改めるものとする。

記

一 準則第一について

河川は公共用物であり、また、平成9年度の河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）の改正を踏まえ、河川敷地の占用許可は、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持されるとともに、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう行う必要がある。また、河川敷地は基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、地域の意向を踏まえて行う必要がある。

このような観点から、河川敷地の占用の許可に係る基準、河川管理者の審査に当たっての手續等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを準則の目的としている。

二 準則第二について

（1）河川敷地

準則の適用対象となる河川敷地は、河川管理者が権原を有する河川区域内の土地である。

なお、占用の態様には、河川敷地の地上部分の占用以外に水面、上空及び地下部分の占有がある。

(2) 占用の許可

準則でいう「占用の許可」とは、法第24条に規定する河川敷地の占用の許可のことであり、法第23条に規定する流水の占用の許可は含まない。

(3) 占用施設

準則でいう「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいい、具体的には、準則第七第1項各号に規定する施設を指している。

三 準則第三について

占用の許可手続には行政手続法（平成5年法律第88号）の適用があり、河川管理者は、同法の定めるところにより許可手続を適正に行う必要がある。

具体的には、

占用の許可申請が事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるよう努め（同法第6条）、

占用の許可申請が事務所に到達したときは遅滞なく当該審査を開始し（同法第7条）、

占用の許可申請により求められた許可を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（同法第8条）

こと等とされている。

なお、占用の許可に係る標準処理期間については、行政手続法通達の記の五1(14)及びにおいて、地方建設局長が処分権限を有するものについてはおおむね三ヶ月を目安とし、都道府県知事が行うものについてはおおむね三ヶ月を目安として各都道府県ごとに設定することとされている。

四 準則第四について

法第23条の水利使用に関しては、堰等の工作物を設置するために河川敷地の占有が必要であるが、当該占用の許可については、水利使用の面からの判断が必要であること等から、準則を適用しないこととしている。

五 準則第五について

(1) 占有許可の基本方針

占用の許可申請が次の全ての要件に該当する場合に、河川管理者は河川敷地の占有の許可を行うことができることとしている。

準則第六に規定する占有主体が許可申請したものであること。

占有主体がその事業又は活動に必要な準則第七第1項に規定する占有施設について許可申請したものであること。

占有の内容が、準則第八から第十一までに規定する基準に該当するものであること。

占有の内容が、河川敷地の適正な利用に資すると認められるものであること。

の要件については、占用主体の本来の事業又は活動を実施するに当たっての当該占用施設の設置の必要性を判断することとされたい。

の要件については、占用の目的、個別の河川の状況、周辺の土地利用の状況等を勘案の上、判断することとされたい。

(2) 市町村等の意見聴取

意見聴取に係る基本的考え方

河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いた上で河川管理者が判断する必要がある。このため、占用の許可を行おうとする場合においては、河川管理者が当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下「地元市町村」という。）の意見を聴くこととした。なお、地元市町村から占用の許可申請がなされた場合、許可申請の内容が明らかに却下若しくは不許可とすべきものである場合又は許可申請に係る事業等に関する手続上地元市町村から得られた同意書等が許可申請書に添付されている場合には、この手続を行う必要はない。

また、占用による影響が地元市町村の区域を超えて広範囲に及ぶ場合等において、より広く意見を聴く必要があると河川管理者が認める場合には、他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとしている。

地元市町村等から意見が提出された場合には、河川管理者は、当該意見を踏まえながら、申請内容の公共性等を勘案の上、許可の可否等について最終的に判断を行うこととされたい。

意見聴取に係る手続

地元市町村等への意見聴取は、占用の許可申請の内容（占用施設の利用により騒音が発生するなどその周辺に大きな影響を与えることが見込まれる場合には、その旨を含む。）を示すとともに、標準処理期間等を勘案した適切な期限を付して、文書により行う必要がある。当該期限までに地元市町村等から意見が提出されない場合には、河川管理者は、意見を待つことなく許可の可否等を決定して差し支えない。

この意見聴取は、個別の申請ごとに行うほか、申請の状況等に応じて、ある程度まとめて実施して差し支えない。また、許可手続の迅速化を図る観点から、必要に応じて、更新に係る許可申請が予定されている案件等について、年度当初等に地元市町村等との連絡会議を開催することとされたい。

また、意見聴取を行う時期としては、例えば、地方建設局の事務所長専決で許可を行う案件については、当該事務所において占用の内容の審査を了した時点で行うことが一般的には妥当であると考えられる。

(3) 公共性の高い占用の優先

占用の申請が複数競合した場合には、河川管理者は、公共性の高いものを優先的に許可することとしている。

また、都市公園、道路橋等の公共性の高い事業のための占用の計画が確定している場合においては、他の者に対する占用の許可は、これを抑制し、または許可期間を制限する等の適切な措置を講ずることにより、当該事業のための占用の計画に支

障を及ぼさないようにするとともに、占用に伴う補償等の問題の発生を防止するものとする。なお、当該事業のための占用の許可をするに際し、既存の占用との調整を要するときは、河川管理者が積極的に調整に努め、必要な場合は、既存の占用許可の取消し等の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な実施に資するよう努めるものとする。

六 準則第六について

占用の許可を受けることができる者を列挙している。

(1) 原則的な占用主体

原則的な占用主体として、公共性又は公益性を有する者をその性格に応じて、第一号から第六号までの六つに分類しているが、これは占用の主体となり得るものを明確化するためのものであり、どの区分に該当するかによって占用の許可の取扱いに差異は生じない。これらの者は、その本来の事業又は活動のために必要な施設であれば、準則第七第1項各号に規定する占用施設について占用することが可能である。

第三号の「水上公共交通を担う旅客航路事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく許可等を受けていわゆる水上バスの営業を行う者をいう。

第四号の「これらに準ずる者」とは、水防団体又は公益法人と同等の公共性又は公益性のある事業又は活動を行う者をいい、例えば、いわゆる第三セクターを挙げることができる。

第六号の「河川水面の利用調整に関する協議会等」には、「計画的な不法係留船対策の促進について（平成10年2月12日付け建設省河政発第16号建設省河川局長通達）」の記-3に規定する河川水面の利用調整に関する協議会が含まれる。

(2) 例外的な占用主体

例外的な占用主体を本文ただし書中に規定しており、準則第七第1項第五号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第六号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等のいわゆる権利能力なき社団もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができる。これらの者に許可するに当たっては、特に、当該占用の必要性及び占用施設の管理能力等の占用主体としての適格性について十分審査する必要がある。

七 準則第七について

(1) 占用施設

占用の許可の目的とすることのできる施設について規定している。第1項各号に規定されている施設に該当しない施設については、占用の許可をすることができない。

占用施設をその性格に応じて、第一号から第六号までの六つに分類し、各号に具体的な施設名を例示するとともに、同様の性格を有するその他の施設についても占

用許可の目的となりうることを明らかにしている。

なお、許可申請がなされた施設が占用施設に該当する場合であっても、そのことにより許可申請者に占用の許可を求め得る何らかの権利が発生するものではない。

第1項第一号

第一号においては、河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設を占用施設としている。

イから二までに掲げる公園等の施設は、例示に過ぎない。このことは、第二号から第六号までについても同様である。

占用施設の例示としては、八の「キャンプ場等のレクリエーション施設」が新たに追加されている。

第1項第二号

第二号においては、公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設を占用施設としている。

占用施設の例示としては、口の「堤防の天端又は裏小段に設置する道路」を新たに追加している。この道路の占用の許可に当たっては、河川敷地と堤内地の分断等による河川利用上若しくは河川環境上の支障、水防活動等への影響又は騒音等による周辺住民への影響等に十分に配慮する必要がある。

また、イの鉄道の橋梁には、駅が設置されるものを含むことを明示している。河川舟運を振興する観点からは、当該駅と第四号イに掲げる「公共的な水上交通のための船着場」を近接して設置することが望ましい。

第1項第三号

第三号においては、河川空間を活用した街づくりに資する施設を占用施設としている。

占用施設の例示としては、口の「河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの」及び八の「地下に設置する道路」が新たに追加されている。また、八の「公共駐車場」は地下に設置するものである。

なお、地下に設置する道路又は公共駐車場の許可に当たっては、伏流水の流下や地下水の涵養への影響に十分に配慮する必要がある。

第1項第四号

第四号においては、河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設を占用施設としている。

イの「公共的な水上交通のための船着場」については、河川舟運を促進する観点から、「河川内の船着場の使用の促進について（平成10年6月10日付け建設省河政発第58号建設省河川局長通達）」に基づき占用者以外の使用を促進するとともに、必要に応じて、船着場周辺の公園等の整備を促進することとされたい。

口の「船舶係留施設」には、「計画的な不法係留船対策の促進について（平成10年2月12日付け建設省河政発第16号建設省河川局長通達）」記一2

(1) に規定する暫定係留施設を含む。なお、暫定係留施設の設置主体については、同通達記三 1 において、地方公共団体、第三セクター等の公的主体とされている。

八の「港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設」は、河川区域と港湾区域又は漁港区域の重複のため設けることが必要やむを得ないものに限るものとする。

第 1 項第五号

第五号においては、住民生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設を占用施設としている。

第 1 項第六号

第六号においては、周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設を占用施設としている。

グライダー練習場等は、こうした利用形態を自由な利用にのみ委ねた場合の他の一般公衆の河川敷地の利用及び周辺住民への迷惑等を考慮し、無秩序な河川利用を回避する観点から、限定的に占用を認める途を開いているものである。

(2) 附属駐車場

占用施設には、その施設周辺の騒音の抑制及び違法駐車防止のため必要やむを得ないと認められる場合において、当該施設の利用者のための駐車場を設けることができることとしている。この場合、特に、洪水、津波等の緊急時における駐車車両の河川敷地からの避難が円滑に行われるよう必要な条件を付すこととしている。

なお、準則に適合していない既存の占用施設については、当該駐車場の占用は認めないものとする。

(3) 附属工作物

占用施設には、必要に応じて、当該占用施設の利用者の利便性を向上するための売店、便所、休憩所、ベンチ等の工作物を設置することができることとしている。第 1 項第一号に掲げる公園等の占用施設に限らず、例えば、同項第四号イに掲げる公共的な水上交通のための船着場に休憩所等を設置することが可能である。

売店等の工作物を設置する必要性及び設置する工作物の種類等については、占用施設の本来的性格、利用実態等を勘案して判断されたい。

八 準則第八について

(1) 治水上又は利水上の基準

河川敷地における工作物の設置、樹木の栽植、盛土等は、治水上又は利水上の支障を生じるおそれがあり、このような行為を伴う河川敷地の占用に当たっては、当該支障を生じないことを占用の許可の基準としている。なお、工作物の設置については法第 26 条第 1 項の許可が、樹木の栽植については法第 27 条第 1 項の許可が必要であり、これらの許可を占用の許可と同時に行うこととしている。

(2) 治水上の支障に係る技術的判断基準

治水上の支障に係る技術的判断基準を第一号から第五号に掲げるとおりとし、河川管理者は、許可申請に係る河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断すべきこととしている。ただし、高規格堤防特別区域等については、通常の河川敷地とは異なる土地であることから、これらの基準は適用しない。

なお、法第26条第1項の許可の基準としては、他に河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）及び工作物設置許可基準（平成6年9月22日付け建設省河治発第72号建設省河川局治水課長通達）がある。

第3項に規定する「別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準」とは、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（平成10年6月19日付け建設省河治発第44号建設省河川局治水課長通達。以下「植樹基準」という。）」を指している。

九 準則第九について

占用の許可の基準として、他の一般公衆の河川敷地の利用を著しく妨げないこと、及びいわゆるパブリックアクセスが必要に応じて確保されなければならないことを定めている。

河川敷地の占用によって、一般公衆が河岸や水面に行くことが妨げられないように、また、河川管理者が必要な管理を行うに当たって支障を生じないようにしなければならない。このため、当該河川の状況等を勘案しながら、占用の許可に当たり、必要に応じて、占用を認めない区域を設けるほか、占用区域の中に一般公衆及び河川管理者が自由に通行できる通路等を確保させることとされたい。

さらに、公園等の占用施設の利用や散策などの河川敷地の一般公衆による自由な利用を増進するため、占用の許可に当たり、必要に応じて、占用施設相互の連絡歩道や便所、ベンチ、木陰を生み出す樹木等を確保させることとされたい。

十 準則第十について

法第16条の2第1項に規定する河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合においては、占用の内容等が当該計画に沿ったものであることを占用の許可の基準としている。

なお、河川の保全又は利用に係る計画の例としては、河川環境管理基本計画を挙げることができる。

第2項においては、河川環境管理基本計画における自然ゾーン等については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならないこととしている。なお、その保全の趣旨に反しない範囲で、地下、上空等の占用を許可することは可能である。

十一 準則第十一について

河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならないことを占

用の許可の基準としている。

十二 準則第十二について

占用の許可の期間については、当該占用の目的を達成するため合理的にして、かつ、必要最小限度の期間を準則第十二に規定する期間の限度内において設定することが必要である。準則第十六に規定する包括占用についても、10年以内で、同様の考え方により許可の期間を設定する必要がある。

十三 準則第十三について

(1) 許可の内容の基本的考え方

許可の内容は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するため必要と認められる適切なものとするよう許可申請の内容を十分審査して許可することとし、当該期間の経過後、占用の更新を拒否しても損失補償の問題を生じないようにするものとする。

(2) 許可条件

占用の許可を行うに際して、河川管理上必要な条件を付するものとする。なお、当該許可条件は、法第90条の規定により、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならないこととされている。

特に、次の事項に配慮し、必要な条件を付することとされたい。

当該占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講じさせるものとする。

河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるようにさせること。

占用施設がその設置目的を達成するために必要な維持管理を十分に実施させること。

非営利の愛好者団体等いわゆる権利能力なき社団に対して占用を許可する場合には、その団体の構成員以外の利用目的を同じくする者に対しても平等に開放させるものとする。

当該占用により河川の水質に影響を与えるおそれがある場合には、水質を保全するための措置を講じさせるものとする。たとえば、農薬を使用している河川敷内ゴルフ場の排水が直接河川に排出されることのないよう池等を設置させるものとする。

当該占用の結果、騒音等により河川及びその周辺の環境に影響を与えることとなるおそれがある場合には、騒音防止策等を講じさせるものとする。

当該占用施設の利用者により排出されたごみが適正に処理されるよう措置させるものとする。

小動物の移動の場所を確保するため上下流方向に緑地を連続して残す等生態系の連続性の確保に配慮させるものとする。

学校等が設置し、管理している運動場等について、占用の目的を達成するために必要のない時間は一般公衆に開放させるものとする。

(3) 占用状況等の確認

占用の許可の後、河川巡視の際に占用が許可の内容どおりに行われているかどうかについて監視するとともに、占用の許可を受けた者から写真を提出させること等により必要に応じて占用状況の報告を求め、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行う必要がある。

(4) 監督処分等

占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第24条のほか第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合等においては、当該状況を是正させる必要がある。河川管理者は、このような状況を発見したときには、河川巡視員による口頭指導、法第77条第1項の規定に基づく河川監理員による是正措置の指示、法第75条第1項の規定に基づく許可条件の変更、原状回復命令、許可の取消し等の監督処分又は行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく代執行を、状況に応じて適正に実施することとされたい。

十四 準則第十四について

河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先するほか、地域社会の状況変化等に対応した適正なものとする必要がある。このため、占用の許可の更新に当たっては、準則に従って適正な運用を行う必要があり、河川管理者は、準則第五から第十一に規定するところにより更新の許可の判断を行い、必要に応じて、準則に適合させるための指導、従前よりも短い許可の期間の設定、不許可処分等の措置をとることとされたい。

十五 準則第十五について

工事、季節的な行事又は仮設物等のための一時的な占用については、この準則に適合しない場合においても河川管理者の判断で許可することができることとしている。なお、この場合においても、占用許可手続を不要とするものではない。

十六 準則第三章について

第三章には、包括占用の特例について規定している。これは、平成11年3月26日の第2次地方分権推進計画において、地元市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施すべきこととされたことに対応するためのものである。

包括占用許可については、本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用されたい。

十七 準則第十六について

河川管理者は、市町村に対して、治水、利水、河川環境の保全等の河川管理上の

支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町村が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとしている。

包括占用の許可の対象とする区域（以下「包括占用区域」という。）については、占用主体となる市町村の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該市町村と河川管理者が協議して決めることとしている。ただし、準則第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

なお、第1項において準則第二第3項において定義されている「占用施設」ではなく、「占用施設に該当する施設」という用語を使用しているのは、包括占用の申請及び許可の段階においては、包括占用区域内に設置する施設が具体的に確定していない場合があるためである。このことは、準則第十八及び第十九においても同様である。

十八 準則第十七について

包括占用区域の具体的利用方法は、準則第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の範囲内であるとともに、特に次の要件に該当する必要がある。なお、これらの要件以外に治水上の基準等の準則第二章に定める占用許可の基準の適用があることは当然である。

- (1) 準則第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものであること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針に沿ったものであること。なお、基本的な方針が定められていない場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項の規定に基づき議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想又はその他の議会の議決を経て定められた計画等に沿ったものであること。

この要件は、市町村の包括占用による河川敷地の利用方法について、議会の関与等により公認された計画的なものであることを担保しようとするものである。

十九 準則第十八について

(1) 包括占用区域の施設設置者による使用

包括占用の許可を受けた市町村は、包括占用区域を自ら使用するほか、準則第六に規定する者にその全部又は一部を、準則第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができる。この場合、準則第六に規定する者の施設の設置についても準則第十七に規定する計画等に沿ったものであることが必要である。

なお、包括占用以外の占用については、占用許可を受けた者が第三者に施設の設置をさせることは認められない。

(2) 使用契約

市町村が第1項の規定に基づき包括占有区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占有区域を使用させる場合には、当該市町村と施設設置者との間において包括占有区域の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を締結しなければならない。また、市町村は、当該使用契約の内容について河川管理者に報告しなければならないこととしている。使用契約の全部又は一部を変更した場合も同様である。

使用契約には、第3項に規定する事項以外にも、包括占有区域の適正な活用及び維持管理の観点から、また、市町村と施設設置者間の後日の紛争を未然に防止する観点等から必要な事項をできる限り具体的に記載することが必要である。例えば、施設設置者が包括占有区域に工作物を設置するために法第26条第1項の許可申請を河川管理者に行う場合には、市町村を経由しなければならないこと、を記載することが考えられる。

二十 準則第十九について

(1) 包括占有の許可申請

包括占有の許可申請の手続は、一般的な占有の許可と同様であり、法令上必要な書類を河川管理者に提出する必要がある。したがって、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号。以下、「規則」という。）第12条に規定するところにより、規則別記様式第八の（甲）及び（乙の2）並びにその他の必要な図書を提出する必要がある。

また、包括占有区域の利用方法が、準則第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等に沿っていることを河川管理者が確認するため、申請書に当該基本方針等を添付することとしている。準則第十第1項に規定する河川整備計画等の計画については、河川管理者において把握しているため、申請書に添付する必要はない。

なお、規則別記様式（乙の2）中「2 占有の目的及び態様」の欄には、準則第七第1項に規定する占有施設に該当する施設の範囲内で、当該基本方針等に沿った利用方法であることが判明するように記載すれば足り、「3 占有の場所」及び「4 占有面積」の欄には、それぞれ包括占有区域の所在地及び面積を記載することになる。

(2) 包括占有の許可条件等

包括占有の許可条件としては、第2項に規定するもののほか、

包括占有区域の具体的利用方法を決定又は変更した場合には、当該利用方法を河川管理者に報告すること

使用契約を締結又は変更した場合には、当該契約の内容を河川管理者に報告すること、

等の条件を付す必要がある。

なお、包括占有の許可を行う場合には、準則第五第2項に規定する市町村の意見聴取に係る手続を行う必要はない。

(3) 包括占用区域等の公示

包括占用の許可を行った包括占用区域については、許可を受けた市町村又は施設設置者が施設を設置するほか、その日常の維持管理を行うこと等から、現場に看板を設置するなどの適切な方法により、当該包括占用区域の範囲及び許可の内容について公示することとしている。なお、市町村が公示措置を行うこととする場合には、その旨を許可条件に明記されたい。

二十一 準則第二十について

(1) 工作物の設置等の許可申請

包括占用区域において工作物の設置等を行おうとするときは、包括占用の許可を受けている場合においても、法第 26 条第 1 項等に規定する河川管理者の許可が必要である。工作物の設置等を行う者が、市町村である場合には当該市町村が、施設設置者である場合には当該施設設置者が市町村を経由して、当該許可申請を行うこととなる。

また、河川敷地の利用について市町村が主体的に判断できるようにするという包括占用の趣旨にかんがみ、治水上の支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとしている。

(2) 治水上支障が小さい工作物の設置等の許可

治水上の支障が小さいと見込まれる工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数について条件を付すこととしている。

なお、工作物又は樹木の治水上の支障の程度については、申請ごとに個別に判断する必要がある。また、樹木の植栽の範囲等については、植樹基準に定めるところにより判断することとしている。

二十二 準則第二十一について

施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の許可条件をいう。）に違反している場合等においては、当該施設設置者に対するほか、占用主体であり、かつ、当該施設設置者の指導監督を行うべき市町村に対しても、監督処分等を状況に応じて適正に実施することとしている。

二十三 附則について

既存の占用施設に関する経過措置を定めるものである。

既存の占用施設のうち、準則に適合しないものについては、当該占用の実態、経緯等を勘案して、具体的な是正計画を樹立し、準則に適合するものとなるよう適宜措置するものとする。

また、これらの占用の許可の期間については一年以内とすることが望ましい。

二十四 その他

準則の取扱いについて疑義が生じた場合は、あらかじめ建設省河川局担当課と協議することとされたい。